

豊中市災害時個別避難計画推進事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、防災・福祉ささえあいづくり推進事業実施要綱に基づく避難支援を円滑に実施するため、避難行動要支援者のうち自力避難が困難と思われる人を対象とした豊中市災害時個別避難計画（以下「個別避難計画」という。）の作成及び避難支援の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この事業の対象者は、防災・福祉ささえあいづくり推進事業実施要綱第4条に規定する名簿情報提供に同意する者のうち、次の各号いずれも該当する者とする。

- （1）単身世帯
- （2）介護保険法に定める要介護4、5の認定を受けた者
又は、身体障害者手帳1級の所持者（児）
- （3）風水害における浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に居住する者
- （4）居住階が2階以下の者
- （5）家族又は友人等による避難支援を望めない者

（個別避難計画の記載事項）

第3条 個別避難計画は「豊中市災害時個別避難計画（様式第1号）」として、次に掲げる事項を記載するものとする。

- （1）基本情報
- （2）居住環境
- （3）ハザード情報
- （4）避難情報
- （5）心身の状況
- （6）既往歴
- （7）主な通院・サービス利用の状況
- （8）情報共有先
- （9）緊急連絡先

（作成の同意）

第4条 市は、個別避難計画を作成しようとする場合は、対象者に対して個別避難計画の主旨を通知し、対象者から個別避難計画を作成することの同意を得なければならない。ただし、対象者の意思確認が困難なときは、その家族等から同意を得るものとする。

（作成支援者）

第5条 市は、個別避難計画の作成に関する業務の全部又は一部について、次の

各号に該当する者（以下「作成支援者」という。）に依頼できるものとする。

- （１）介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４６条第１項に規定する指定
居宅介護支援事業者
- （２）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５１条
の１７第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者
- （３）その他市長が適切に個別避難計画を作成することができると認める者

（個別避難計画の作成）

第６条 作成支援者は、市より依頼のあった対象者について、対象者又はその家族の主体的な関わりのもと、対象者又は家族から第３条に掲げる事項その他計画策定に必要な事項について聴き取りし、その意向を反映させた個別避難計画を作成するものとする。

- ２ 作成支援者は、個別避難計画の記載内容が第３条に規定する「情報共有先」に情報提供されることを、対象者に説明し、情報提供に対する同意を得なければならない。

（個別避難計画の提出）

第７条 作成支援者は、個別避難計画を作成後、速やかに市へ提出するものとする。

- ２ 市は、提出された個別避難計画の内容を確認し、不備があると認めるときは、作成支援者に対しその補正を求めるものとする。

（個別避難計画の管理）

第８条 市は、前条の規定により提出された個別避難計画の原本を保管し、個別避難計画の副本を、対象者及び第３条に規定する「情報共有先」に記載のあった者へ提供するものとする。

- ２ 副本の提供を受けた者は、副本を適切かつ厳重に管理し、副本を紛失したときは速やかにその旨を市へ届け出なければならない。

（個別避難計画の更新）

第９条 作成支援者は、個別避難計画の記載内容について、変更しなければならない状況が対象者に発生したことを知ったときは、速やかに個別避難計画の記載内容を変更し、市へ提出するものとする。

- ２ 市は、変更後の個別避難計画の内容を確認し、不備があると認めるときは、作成支援者に対しその補正を求めるものとする。
- ３ 市は、提出された変更後の個別避難計画を保管し、その副本を、対象者及び第３条に規定する「情報共有先」に記載のあった者へ提供するものとする。
- ４ 前項の副本の提供を受けた者は、変更後の副本を適切かつ厳重に管理し、変更前の副本については記載内容が他に漏れることのないよう、適切に廃棄するものとする。

(個別避難計画の終了)

第 10 条 市は、対象者の死亡、施設入所又は長期入院等の理由により第 2 条に規定する対象者でなくなった場合は、当該対象者の個別避難計画を終了する。

2 作成支援者は、対象者の死亡、施設入所又は長期入院等の理由により第 2 条に規定する対象者でなくなったことを知ったときは、速やかに市へ報告するものとする。

3 市は、作成支援者より報告のあった内容を確認後、個別避難計画を終了する。

4 市は、個別避難計画を終了した場合、対象者及び第 3 条に規定する「情報共有先」に記載のあった者へ通知する。また、副本の提供を受けた者は、記載内容が他に漏れることのないよう、適切に廃棄するものとする。

(個別避難計画に基づく避難支援の実施)

第 11 条 市は、災害の発生若しくは発生するおそれがある時に、必要に応じて、個別避難計画に記載の避難の受入れ先及び移送事業者等（以下「避難支援者」という。）へ次に掲げる事項を要請することができる。

(1) 施設への避難受入れ、緊急入所

(2) 移送支援

(3) 避難先への介護職派遣

2 震度 6 弱以上の地震又は高齢者等避難が発令された時、避難支援者は、市からの要請が無い場合でも、要請があったものとみなし、対象者に対して個別避難計画に記載の避難受入れ及び移送支援を実施することとする。

(経費の支払い)

第 12 条 市は、第 6 条及び第 7 条の規定により、個別避難計画を作成したときは、別表に定める額を作成支援者に支払うものとする。

2 市は、第 9 条の規定により、個別避難計画を更新したときは、次の各号に該当する場合にのみ、別表に定める額を作成支援者に支払うものとする。

(1) 住所変更に伴う更新

(2) 要介護度、障害区分の変更に伴う更新

3 作成支援者は、第 1 項及び第 2 項の規定に基づく経費を申請する場合は、市へ請求書を提出するものとする。

4 避難支援者が前条の避難支援を実施した場合、市は避難支援者に対して、避難支援に要した経費を支払う。経費支払いに関して必要な事項は別に定める。

(秘密保持義務)

第 13 条 第 8 条及び第 9 条の規定による副本の提供を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 秘密の保持を厳守すること

(2) 個別避難計画の紛失等がないように厳重に管理すること

- (3) 個別避難計画を目的以外に使用しないこと
- (4) 第三者へ情報提供しないこと
- (5) 災害時の情報提供については、救援活動に必要な範囲内で提供すること
- (6) 個別避難計画の複製及び複写の禁止

2 前項第1号に規定する秘密保持については、関係者の任を離れた後も同様とし、また任を引き継ぐ際には後任者に適切に引き継がなければならない。

(市の責務)

第14条 個別避難計画の原本は福祉部地域共生課にて所管し、厳重に管理するものとする。

(事務局)

第15条 この要綱に基づき実施される豊中市災害時個別避難計画推進事業について、福祉部地域共生課及び都市経営部危機管理課に事務局を置くものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月23日から実施する。

この要綱は、令和7年3月4日から実施する。

別表（第12条第1項及び第2項関係）

計画作成業務	第6条及び第7条に係る計画作成：計画1件につき4,000円 なお、上記経費は消費税等を含む
計画更新業務	第9条に係る計画更新：計画1件につき2,000円 なお、上記経費は消費税等を含む

(様式第 1 号)

豊中市災害時個別避難計画

<注意事項> この計画は、円滑な避難支援を図るため地域活動団体及び避難支援者へ情報共有されます。また、計画を作成すると、市と地域活動団体が保有する避難行動要支援者名簿への情報掲載に同意するものとみなします。

更新日： 年 月 日
作成日：令和 年 月 日

基本 情報	氏名			フリガナ		
	生年月日	年 月 日		年齢	歳	
	電話番号			性別	☐ 男 ・ ☐ 女	
	住所	豊中市				
居住 環境	種類	☐ 戸建て・ ☐ マンション等 / () 階建て			構造	
	在宅時に 過ごす部屋	日中	() / () 階		夜間	() / () 階
ハザード 情報	①浸水、土砂災害ハザードマップを活用して、水害発生時のご自宅の状況を確認しましょう 1階床下まで=0.5m未満、1階軒下まで=3m未満、2階軒下まで=5m未満 ・浸水想定区域 … ☐ 高潮浸水()m未満 ☐ 洪水浸水：河川名()()m未満、河川名()()m未満 ・土砂災害警戒区域 … ☐ 警戒区域内にあてはまる ☐ 区域外					
避難 情報	避難時の持ち物		☐ 貴重品 ☐ 医薬品・お薬手帳 ☐ 衣類 ☐ 小物等 ()			
	避難場所		一般避難所			
	車イス		☐ 有（保管場所：玄関）・ ☐ 無		ペット	☐ 有（種類等： ）・ ☐ 無
	避難 方法	風水害	～ 地域支援者から「災害情報提供」と「避難時の持ち物」準備の声掛けがあります ～			
			警戒レベル 1			
			警戒レベル 2			
		地震	～ 安否確認（震度6弱以上）地域支援者から安否確認があります ～			
			避難先へ の移動			
共通		留意 事項				

※一般避難所は常時、開設しているものではありません。おおさか防災ネット、テレビのデータ放送で開設状況を確認できます。

心 身 の 状 況	要介護度	□要介護() □要支援()		障害区分	☐ 身体障害等級()級 ☐ 精神障害等級()級 ☐ 療育等級(A・B)		障害名	
	歩行	□支障なし □支障あり⇒詳細 ()						
	視力	□支障なし □支障あり⇒詳細 ()						
	聴力	□支障なし □支障あり⇒詳細 ()						
	言語	□支障なし □支障あり⇒詳細 ()						
	食事	□支障なし □支障あり⇒詳細 ()						
	排泄	□支障なし □支障あり⇒詳細 ()						
	認知	□支障なし □支障あり⇒詳細 ()						
	行動	□支障なし □支障あり⇒詳細 ()						
	医療ケア	□支障なし □支障あり⇒詳細 ()						
既 往 歴	既往症							
	アレルギー	薬		食事		動物		
主 な 通 院 ・ サ ー ビ ス 利 用 の 状 況	病院名		病名		利用日		服薬の有無	
	電話：						□有・□無	
	電話：						□有・□無	
	福祉サービス事業者名		利用内容		利用日		備考	
	電話：							
	電話：							
	電話：							
	電話：							
情 報 共 有 先	ジ ャ ー マ 等 ネ	事業者名		氏名		電話番号		備考
								作成支援者
	地 域 活 動 団 体	団体名						備考
								災害時 安否確認者
	そ の 他	氏名		住所		電話番号		備考
								避難先・ 避難支援者
緊 急 連 絡 先	親 族 等	氏名		住所		電話番号		続柄